

---

## 第 2 編 火災及び事故災害対策編

---



# 第1章 大規模な火災対策

大規模な火災に対して、市及びその他の防災関係機関が実施する予防及び応急対策について定める。

## 1 火災の予防

### (1) 火災に強いまちづくり

火災による被害を防止、軽減するため火災に強いまちづくりを行う。

#### ア 市街地及び防災空間の整備

老朽木造住宅密集地の解消を図るために、防火上安全な市街地の整備を図る。

また、大規模火災発生時に避難路、指定緊急避難場所、延焼遮断帯、防火活動拠点ともなる幹線道路や都市公園などの整備を図る。

#### イ 建築物の不燃化の推進

防火に配慮した土地利用を進めるとともに、一般建築物や公共施設の耐震性能・防火性能の向上を推進する。

### (2) 建築物の火災予防

建築物の出火防止及び初期消火の徹底を図る。

#### ア 火災予防査察の強化

市及び消防本部は、区域内の特定工作物等建築物について予防査察を実施し、市は耐震性の強化等について、消防本部は火災発生危険箇所の点検、消防用設備等の整備等について、それぞれ改善指導する。

#### イ 防火管理制度の推進

消防本部は、建築物の所有者等に対し、防火管理者を活用するなどし、次のような防火管理上の必要な業務を適切に実施するよう指導する。

(ア) 消防用設備等の設置及び定期点検等による適正な維持管理の徹底

(イ) 消防計画の作成及び消防計画に基づく訓練の実施

### (3) 防火思想の普及啓発

住民、事業者に対し、全国火災予防週間、防災週間、建築物防災週間等の中で、幅広く防火思想の普及啓発等を行うとともに、地域において防災訓練等を実施し、避難の方法や基本的な防火用資機材の操作方法等の習熟を図る。

### (4) 消防力の強化

ア 大規模な火災に備え、「消防力の整備指針」及び「消防水利の基準」に適合するよう整備計画を作成し、消防施設、消防水利等の整備に努める。

イ 消防団及び自主防災組織の育成に努め、地域防災力の向上に努める。

### (5) 火災警報の発令等

#### ア 火災気象通報

(ア) 高知地方気象台は、気象の状況が火災予防上危険であると認めるときは、火災気象通報を県に通報する。

(イ) 県は、高知地方気象台からの通報を受けて、火災気象通報を市長に伝達する。

火災気象通報の基準

強風・乾燥注意報と同一基準  
 (第1編「一般対策編」第3章第2節「災害情報の収集・伝達」に記載する「別表 香美市の注意報・警報発表基準の説明」を参照)。

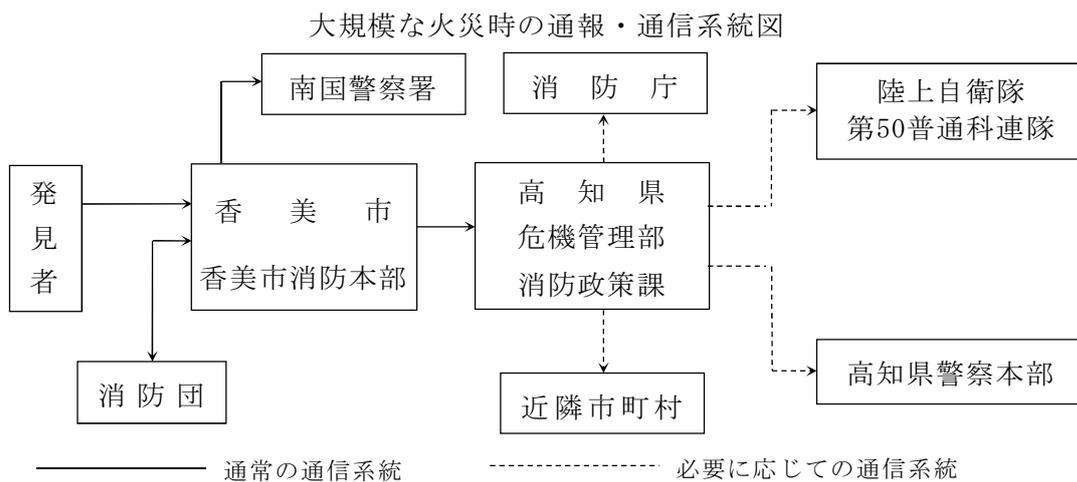
イ 火災警報

- (ア) 消防本部は、県から火災気象通報の伝達を受けたとき又は火災予防上必要があると認めるときは、火災警報を発令することができる。
- (イ) 市及び消防本部は、防災行政無線や広報車等を活用して、住民に対し、警報が解除されるまで、条例で定める火の使用制限に従うよう広報する。

2 火災の応急対策

(1) 市及び消防本部が実施する情報の収集と伝達

- ア 火災の発生状況や被災状況等の情報収集と県への報告
- イ 火災・災害等報告要領に基づく総務省消防庁及び県への即報
  - (ア) 死者が3人以上生じた場合
  - (イ) 死者・負傷者の合計が10人以上生じた場合



(2) 消火活動等

- ア 市及び消防本部・消防団は、火災の災害状況に応じ、次の応急措置を実施する。
  - (ア) 関係機関と連携した火災防御活動
    - (イ) 現地指揮本部の設置
    - (ウ) 災害対策本部の設置
- イ 火災が拡大し、市単独での消火が困難なときは、次の応援要請をする。
  - (ア) 国（自衛隊等）への応援要請
  - (イ) 県への空中消火の要請
  - (ウ) 他の市町村への応援要請
    - ・高知県内広域消防相互応援協定
    - ・他の市町村との相互応援協定
  - (エ) 消防庁長官への応援要請
    - ・大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱
    - ・緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱

## 第2章 林野火災対策

森林資源や人家の焼失、さらに森林の水源涵養機能、土砂流出防止機能の消失等の原因となる林野火災に対して、市及び防災関係機関が実施する予防及び応急対策について定める。

### 1 林野火災予防対策

#### (1) 予防対策

- ア 住民の林野火災予防意識の啓発
- イ 森林法第21条に基づく届出（許可）及び条件の確認、違反事項の中止の指示
- ウ 火災発生危険期における重点的な巡視の実施
- エ 消防力強化のための防備資機材の整備及び備蓄

#### (2) 火災警報の発令等

第1章「大規模な火災対策」に準ずる。

### 2 林野火災応急対策

#### (1) 市及び消防本部が実施する情報の収集と伝達

- ア 火災の発生状況や被災状況等の情報収集と県への報告
- イ 火災・災害等報告要領に基づく総務省消防庁及び県への即報  
※火災時の通報・通信伝達系統図は、第2編第1章「大規模な火災時の通報・通信系統図」と同じ

#### (2) 消火活動等

ア 市及び消防本部は、火災の災害状況に応じ、次の応急措置を実施する。

- (ア) 関係機関等と連携した火災防御活動
- (イ) 現地指揮本部の設置
- (ウ) 災害対策本部の設置

イ 火災が拡大し、市単独での消火が困難なときは、次の応援要請をする。

- (ア) 国（自衛隊等）への応援要請
- (イ) 県への空中消火の要請
- (ウ) 他の市町村への応援要請
  - ・高知県内広域消防相互応援協定
  - ・他の市町村との相互応援協定
- (エ) 消防庁長官への応援要請
  - ・大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱
  - ・緊急消防援助隊要綱
- (オ) 県へ自衛隊の災害派遣要請の要求

#### (3) 林業関係事業者との連携

林業関係事業者は、市及び消防本部等との連携を図り、初期対応、情報連絡等の協力を努めるものとする。

## (4) 二次災害の防止活動等

## ア 点検の実施

市は、県と協力して、林野火災により流域が荒廃した地域の下流部において、降雨に伴う土砂災害等の防止策として、土砂災害等の危険箇所の点検等を行う。

## イ 防災対策の実施

市は、県と協力して、点検の結果、危険性が高いと判断された箇所については、付近住民への周知を図り、応急対策を行うとともに、警戒避難体制を整備し、砂防設備、治山設備等の整備を行う。

## 第3章 道路災害対策

道路構造物の被災等による大規模事故又は重大な交通事故による災害に対して、市、県及びその他の防災関係機関が行う予防対策及び応急対策について定める。

### 1 道路災害予防対策

#### (1) 市（道路管理者）

- ア 道路交通の安全確保のための情報収集及び連絡体制の整備を図る。
- イ 道路利用者に道路施設の異常に関する情報を迅速に提供するための体制整備を図る。
- ウ 道路施設等の点検を通じ、道路施設等の現況の把握に努める。
- エ 道路における災害を予防するため、必要な施設等の整備を図る。

#### (2) 県警察

- ア 道路管理者と連携して、道路交通の安全確保のための情報収集及び連絡体制の整備を図る。
- イ 道路管理者とともに道路利用者に道路施設の異常に関する情報を迅速に提供するための体制の整備を図る。

#### (3) 防災訓練の実施

道路管理者は、防災関係機関と連携して、実践的な防災訓練を実施する。

### 2 道路災害応急対策

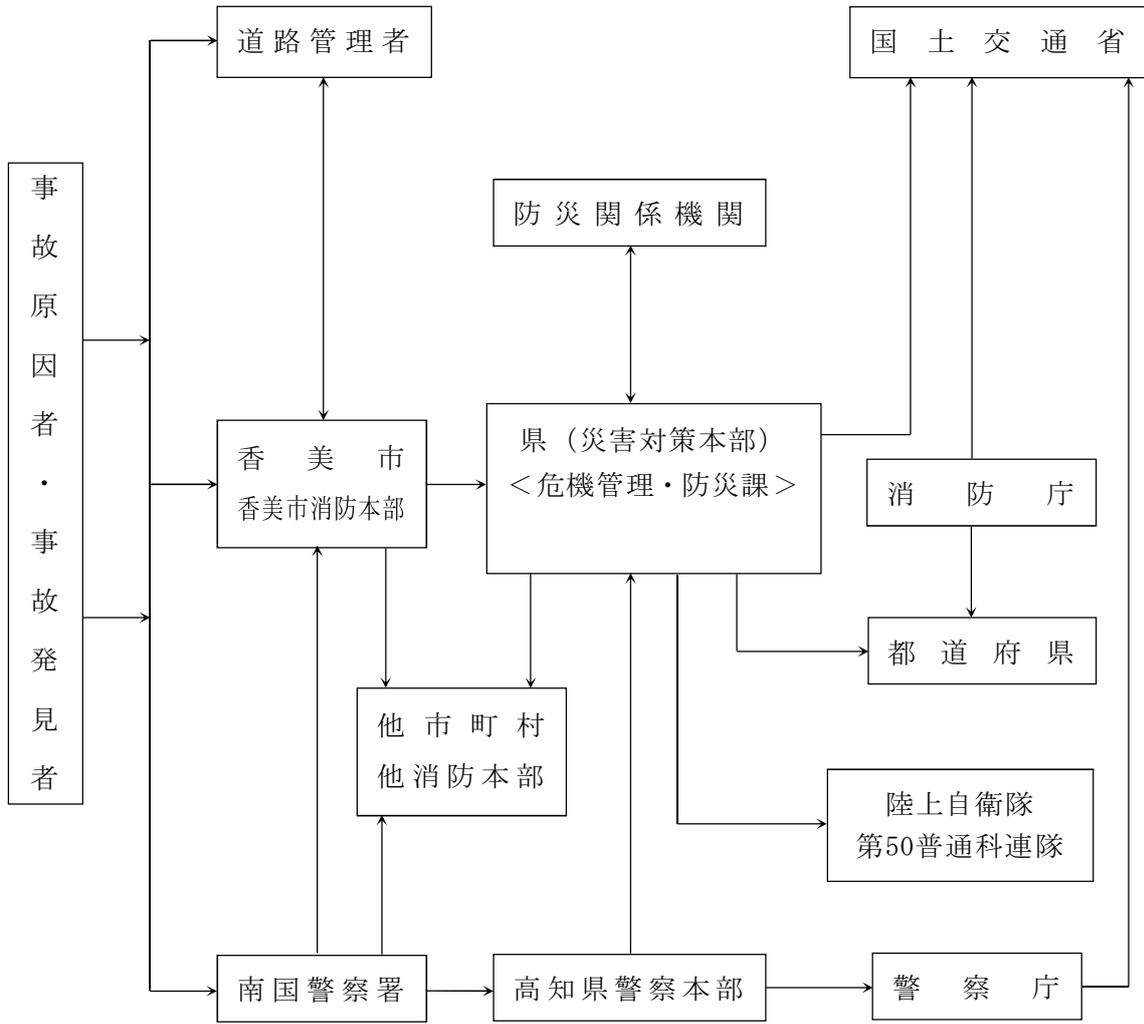
#### (1) 応急措置

- ア 速やかに被災者の避難誘導、交通規制などの必要な措置を講ずる。
- イ 危険物等の流出による二次災害のおそれがある場合は、他の防災関係機関と協力し、直ちに防除活動や住民の避難誘導などの必要な措置を講ずる。
- ウ 事故発生直後における負傷者の救助・救急活動を行う。
- エ 迅速かつ的確な障害物の除去、仮設等の応急復旧を行い、早期の交通確保に努める。
- オ 災害の状況、施設の復旧状況などの情報を収集し、的確に関係者へ伝達する。

#### (2) 災害対策本部の設置

- ア 災害の規模が大きく、市長がその必要を認めるときは、災害対策本部を設置する。
- イ 市長の判断により、必要に応じ、現地災害対策本部を設置する。

被害情報等の収集伝達系統図



## 第4章 鉄道災害対策

鉄道における列車の衝突等による鉄道災害に対して、鉄道事業者並びに市、県及びその他の防災関係機関が実施する予防対策及び応急対策について定める。

### 1 鉄道災害予防対策

#### (1) 鉄道事業者（JR四国）の行う予防対策

- ア 事故災害の発生に際して、必要な措置を講じ、被害の拡大を防止するため、列車防護用具等の整備、運行管理体制の充実、乗務員及び保安員の教育訓練に努め、安全な運行の確保を図る。
- イ 踏切道の立体交差化や構造の改良、踏切保安設備の整備など踏切道の改良に努める。
- ウ 植物等が鉄道施設に障害を及ぼし、又は及ぼすおそれがある場合等には、所要の手続きを行った上で、伐採等を行うなど、鉄道の輸送の安全確保に努める。

#### (2) 実践的な防災訓練の実施

鉄道事業者は、防災関係機関と連携して、実践的な防災訓練を実施する。

### 2 鉄道災害応急対策

#### (1) 鉄道事業者の行う応急措置

- ア 速やかに関係列車の非常停止の手配、乗客の避難等の必要な措置を講ずる。
- イ 事故災害発生直後における負傷者の救助・救急活動及び初期消火活動に努める。
- ウ 消防機関、県警察による救助・救急及び消火活動が迅速に行われるよう全力を上げて協力する。
- エ 職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立等を行う。
- オ 災害の状況、安否情報、医療機関の状況、施設の復旧状況などの情報を収集し、関係者へ伝達する。
- カ バス代行輸送など他の交通手段の確保に努める。

#### (2) 災害対策本部の設置

- ア 災害の規模が大きく、市長がその必要を認めるときには、災害対策本部を設置する。
- イ 市長の判断により、必要に応じ現地災害対策本部を設置する。

※ 被害情報等の収集伝達系統図は、第3章の2に記載する「被害情報等の収集伝達系統図」と同じ。

## 第5章 陸上における流出油災害対策

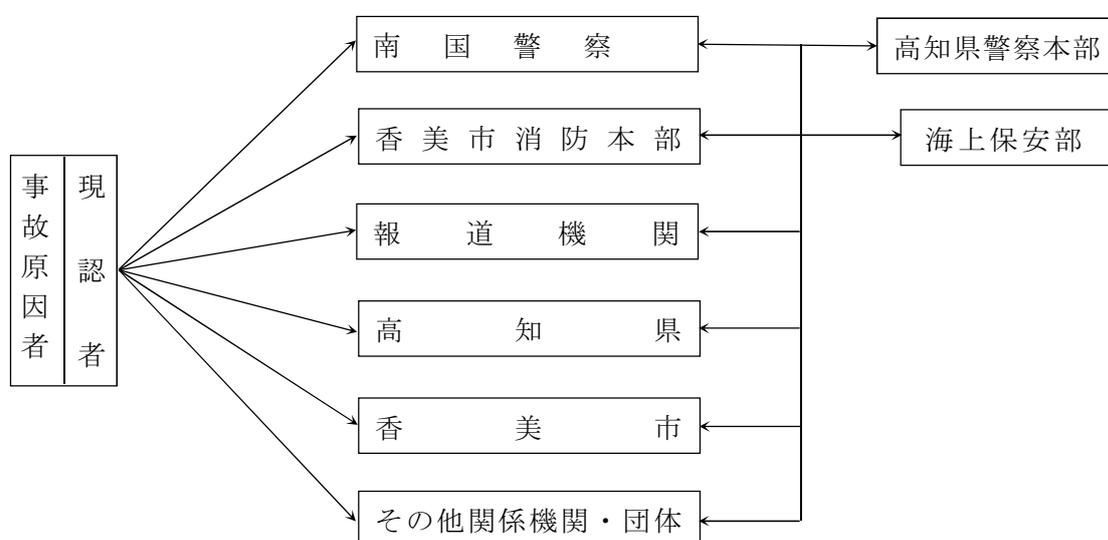
陸上における貯油施設等からの油の大量流出による火災や著しい汚染等に対する予防対策と応急対策について定める。

### 1 予防対策

#### (1) 情報の収集・伝達

陸上において流出油災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の情報の収集と伝達経路は、次のとおりである。

通報連絡系統（陸上における流出油事故発生時）



#### (2) 市及び関係機関等の活動

市は、関係機関及び民間企業等と連携して、次について実施する。

- ア 危険物等保管施設の状況把握
- イ 防除活動に必要な資機材等の状況把握
- ウ 応急対策計画の検討

### 2 応急対策

#### (1) 防除活動

事故原因者及び消防本部等の関係機関は、流出油の拡散防止、回収及び中和処理、火災の防止等の措置を講ずる。

#### (2) 住民の安全確保

市及び消防本部は、流出油により、住民の生命及び保健衛生上に危害が生じたとき、又はそのおそれがあるときは、負傷者の救出、警戒区域の設定、避難の指示、広報等の応急対策を実施する。

#### (3) 災害対策本部の設置

- ア 災害の規模が大きく、市長がその必要を認めるときは、災害対策本部を設置する。
- イ 市長の判断により、必要に応じ、現地災害対策本部を設置する。

## 第6章 危険物等災害対策

危険物等災害に対して、市及びその他の防災関係機関が実施する予防及び応急対策について定める。本計画における危険物等の定義は次のとおりとする。

危険物	消防法第2条第7項に規定されているもの
高圧ガス	高圧ガス保安法第2条に規定されているもの
火薬類	火薬類取締法第2条に規定されているもの
毒物・劇物	毒物及び劇物取締法第2条に規定されているもの

### 1 危険物対策

市及び消防本部は、危険物による災害の発生を防止するために、関係機関と連携して、保安体制の強化や施設の適正な維持管理等を図るとともに、保安教育及び訓練の徹底等を図る。

また、災害発生時の応急対策について定める。

#### (1) 規制

- ア 危険物施設に対する立入検査及び保安検査を実施し、法令上の技術基準の遵守を徹底させる。
- イ 危険物施設内の危険物取扱いについては、危険物取扱者が行い、それ以外の者の場合には、資格をもった者の立ち会いを徹底させる。
- ウ 県警察と連携して、危険物運搬車両の一斉取締りを実施する。

#### (2) 指導

- ア 予防規程の策定を指導する。
- イ 危険物施設の維持管理等を適正に行うよう指導する。
- ウ 危険物施設の定期点検の適正な実施を指導する。
- エ 災害発生時における災害の拡大防止のための施設、設備の整備及び緊急措置要領の策定など、当該危険物施設の実態に応じて必要な措置を講ずるよう指導する。

#### (3) 自主保安体制の確立

- ア 大規模な危険物施設事業者に対し、自衛消防隊の組織化を推進するとともに、活動要領を策定するなど、自主的な防災体制の確立について指導する。
- イ 危険物施設事業者等に対して、保安教育、消火訓練等の実施手法について指導する。
- ウ 危険物に応じた消火薬剤、流出油処理剤等の防災資機材の備蓄について指導する。
- エ 緊急時の情報連絡を密にするため、無線設備、重要電話回線、その他の方法による緊急連絡体制の整備、手段の確保を指導する。

#### (4) 啓発

危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者の有資格者に対し、取扱作業の保安に関する講習会、研修会を実施し、危険物取扱者の資質の向上、保安意識の高揚に努める。

#### (5) 危険物災害応急対策

##### ア 市及び消防本部

- (ア) 関係機関と密接な連携を図り、所管する危険物の安全管理、施設の使用停止等の緊急措置を行う。

- (イ) 施設管理者と密接な連携を図り、災害の拡大防止を図るため、自衛消防隊組織による災害状況把握と安全措置を指導するとともに、消火、救出、医療・救護活動、警戒区域の設定、避難の指示、広報等の必要な応急対策を実施する。

#### イ 施設管理者

- (ア) 市及び消防本部に被害状況、応急対策活動状況等を報告する。
- (イ) 速やかに、職員の動員配備、情報収集・連絡、応急体制の確立等、災害の拡大防止のための必要な措置を行う。
- (ウ) 消防本部の到着に際しての車両誘導、爆発、引火、有毒性物品の品名、数量、保管場所等の報告を行う。
- (エ) 大量の危険物が河川、海等に流出した場合は、必要な資機材を用い、危険物の拡散防止等の流出を最小限に抑える措置を講ずる。

### 2 高圧ガス対策

#### (1) 予防対策

市は、関係機関の協力を得て、事業者等における自主保安体制の確立、保安意識の高揚を図り、高圧ガスによる事故の防止に努める。

#### (2) 応急対策

##### ア 市及び消防本部

施設管理者との連携を図り、災害の拡大防止を図るため、消火活動、負傷者の救出、警戒区域の設定、避難の指示、広報等の必要な応急対策を実施する。

##### イ ガス施設管理者

- (ア) 市及び消防本部に被害状況、応急対策活動状況等を報告する。
- (イ) 速やかに、職員の動員配備、情報収集・連絡、応急体制の確立等、災害の拡大防止のための必要な措置を行う。
- (ウ) 消防本部の到着に際しての車両誘導等を行うとともに施設等の状況について報告し、消防本部の指示に従い防災活動を実施する。

### 3 火薬類対策

#### (1) 予防対策

市及び消防本部は、警察と連携して、盗難防止対策を含め、火薬類取締法はじめ関係法令の周知徹底・規制を行うとともに、保安検査、立入検査に伴う指導・措置の実施や、火薬類取扱事業者等における自主保安体制の確立、保安意識の高揚を図る。

#### (2) 応急対策

##### ア 市

施設管理者と密接な連携を図り、災害の拡大防止を図るため消火活動、負傷者の救出、警戒区域の設定、避難の指示、広報等の必要な応急対策を実施する。

##### イ 施設管理者

- (ア) 市及び消防本部に被害状況、応急対策活動状況等を報告する。
- (イ) 速やかに、職員の動員配備、情報収集・連絡、応急体制の確立等、災害の拡大防止のための必要な措置を行う。

## 4 毒物・劇物対策

## (1) 予防対策

市は、関係機関の協力を得て、毒物及び劇物等の危害防止体制及び危害防止意識の高揚を図る。

## (2) 応急対策

市は、施設管理者との連携を図り、災害の拡大防止を図るため消火活動、負傷者の救出、警戒区域の設定、避難の指示、広報等の必要な応急対策を実施する。

## (3) 施設管理者

ア 市及び消防本部に被害状況、応急対策活動状況等を報告する。

イ 速やかに、職員の動員配備、情報収集・連絡、応急体制の確立等、災害の拡大防止のための必要な措置を行う。

ウ 毒物・劇物等を安全な場所に移す余裕のある場合には、これを移し、かつ見張人をつけ、安全な防火の措置を講ずる。

## 5 住民の安全確保のための体制整備

(1) 事業者は、危険物の防除方法など必要な情報を、あらかじめ市に提供する。

(2) 市は、地域の防災的見地から危険物等災害に係る調査を行い、危険物の防除方法や災害発生時にとるべき行動などの防災知識を地域の住民に普及させる。県は、市の行う調査に協力する。

(3) 市は、地域住民の避難誘導計画を作成するとともに、防災関係機関、事業者及び住民と連携した避難訓練を実施する。

(4) 事業者は、災害発生時に地域住民に提供すべき情報についてあらかじめ整理しておき、災害発生後は、迅速に市等関係機関に情報提供するものとする。また、市長は必要に応じて、災害対策本部を設置し、総合的な対策を実施する。

## 第7章 その他の災害対策

---

### 1 健康危機

- (1) 食中毒や感染症、飲料水、有害物質等の原因により住民の健康被害が発生した場合は、県保健医療調整中央東支部（中央東福祉保健所）と連携した対策を実施する。
- (2) 健康被害の規模が大きく、市長がその必要を認めるときは、災害対策本部を設置し、総合的な対策を実施する。

### 2 予期しない原因による災害

航空機の墜落等、予期しない原因により甚大な被害が発生し、又は発生のおそれがある場合、市長がその必要を認めるときは、災害対策本部を設置し、総合的な対策を実施する